

琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定について

1 趣 旨

- ・本計画は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策の総合的な推進を図るための計画
- ・現計画の計画期間が令和2年度までとなっていることから、計画期間の満了に伴い、現計画を基本として、近年の状況変化等も踏まえ、内容を見直す。

2 計画の位置づけ

- ・本計画は、琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第6条に基づき策定する琵琶湖におけるレジャー利用の適正化のための指針。

3 計画改定の考え方(案)

- ・見直しは、琵琶湖レジャー利用の適正化に向けた取組をさらに進めるという観点から、基本計画の進捗状況について点検・検討を行い、その結果を踏まえ所要の見直しを行う。
- ・改定後の計画期間は、令和7年度(2025年度)までの5カ年とする。

4 スケジュール

令和2年 6月 9日	環境・農水常任委員会報告(策定が予定されている計画等)
7月 29日	琵琶湖レジャー利用適正化審議会開催(諮問、改定の方向について協議)
9月 14日	琵琶湖レジャー利用適正化審議会開催(素案について協議)
11月 11日	環境・農水常任委員会報告(素案)
11月 18日	琵琶湖レジャー利用適正化審議会開催(答申案協議)
11月 24日	琵琶湖レジャー利用適正化審議会から答申
12月 15日	環境・農水常任委員会報告(意見・情報の募集について)
12月 21日～1月 20日	県民政策コメントの実施
3月	環境・農水常任委員会報告(県民政策コメントの結果、計画案) 策定・公表

改定(案)の概要

- ①本年度改定予定の琵琶湖保全再生施策に関する計画の内容を踏まえ、基本理念を「琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成」とする(資料4 P.15)。
 - ②施策の基本方針の中にポストコロナ社会におけるレジャー利用について記述を加える(資料4 P.16)。
 - ③施策の基本方針の中にSDGsの考え方について記述を加える(資料4 P.16)。
 - ④ローカルルール等の推進を今回の改定の柱と位置付け、内容を拡充する(資料4 P.30)。
- 以上の他、近年の状況を踏まえて時点修正しています。